

FOR TOMORROW

しゅや
法人

申告納税は



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈横浜公園チューリップ: 写真提供 町田和子氏〉

—令和4年度税制改正に関する大綱決まる!— インボイス制度説明会のご案内

2022.4・5
No. **575**
令和4年

電子取引データの保存方法をご確認下さい	6
消費税 知っていますか? インボイス制度	8
裁判所は定年後再雇用について、どうみているのか!	10
税の絵はがきコンクール優秀作品掲載	12
都税コーナー	14

法人会掲示板

4月・5月(6月)実施予定の主な事業について

一般参加可能行事

地域・社会貢献活動

- 4月27日 中小企業のための「高卒採用セミナー」
- 5月12日 ビジネスマナー研修会
- 5月16日 理事会
- 5月17日 令和3年度
青年部会・女性部会合同事業報告会
- 6月24日 第10回通常総会

初級簿記日程 (全15回)

(商工会議所簿記検定3級程度)

- 4月 8日(金)・12日(火)・15日(金)・19日(火)・
22日(金)・26日(火)
- 5月 10日(火)・13日(金)・17日(火)・20日(金)・
24日(火)・27日(金)・31日(火)
- 6月 3日(金)・7日(火)・(10日(金)予備日)

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

◆申込先 東京法人会連合会

事業課：TEL 3357-0771

土・日・祝日を除く午前9時～午後4時

1. 申込みの際①所属法人会名②法人名③相談者名④連絡先TEL・FAXをお知らせ下さい。
2. 申込み状況によってはお断りする場合もあります。
3. 申込み後、別途下記担当法律事務所に電話のうえ、相談日時等を打ち合わせて下さい。
※その際必ず『東京法人会連合会の法律相談』利用の旨を告げて下さい。
4. 相談日時は祝日を除く毎週月曜日から金曜日の午前10時・11時・午後2時・3時・4時

◆相談料 1時間まで無料 追加30分に付き：5,500円(税込) 実費支払い

◆相談資格 都内各法人会の会員企業および代表者等(同一法人：月1回まで)

◆相談内容 法律全般(相続等、会社業務以外の相談も可 近隣トラブル等は不可)

◆相談担当 成和パートナーズ法律事務所(新橋)
港区西新橋1-20-3 虎ノ門法曹ビル501号室
TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543
都営三田線：内幸町駅A3出口徒歩3分
JR：新橋駅烏森口徒歩7分
東京メトロ銀座線：虎ノ門駅1番出口徒歩5分

※法律相談所での相談となります。電話での相談はお受けしておりません。

訃報

西村 元氏 (享年80歳)



当会理事の西村 元(はじめ)氏におかれましては3月10日逝去されました。

ここに謹んでご報告いたしますと共に、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

決算法人説明会のお知らせ

- 日時 令和4年4月21日(木)
午後1時30分～3時30分
場所 渋谷区立商工会館 5F 第一会議室
- 日時 令和4年5月23日(月)
午後1時30分～3時30分
場所 渋谷税務署 7F 会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

公益社団法人 渋谷法人会 第10回通常総会開催 のご案内

平素は当法人会の運営に格別のご支援ご協力を賜り
有り難く厚く御礼申し上げます。
下記の要領で第10回通常総会を開催いたしますので、
ご案内申し上げます。

記

- 日 時 令和4年6月24日（金）
午後4時～7時（午後3時15分受付）
- 会 場 セルリアンタワー東急ホテル B2F
（渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3359）

第1部 第10回通常総会（午後4時～5時）

- 決議事項 1. 令和3年度収支決算承認の件
- 報告事項 1. 令和3年度事業報告の件
2. 令和4年度事業計画及び収支予算報告の件
＜令和3年度納税功労者記念品贈呈＞

第2部 懇親会（午後5時30分～7時）

＜※新型コロナの感染状況次第では、会場・開始時間・内容
等の変更がある場合がございます＞

※会員の皆様には別途ご案内差し上げます。（懇親会開催の可否も含めて）
案内が届きました際には、趣旨をお汲み取りの上、同封の葉書にて、
ご出欠に関わらず、是非“ご出欠”“委任状”の提出をお願いします。

令和4年度 税制改正大綱 —法人会の税制改正提言—

～電子取引に関する電子帳簿保存法は、2年間の宥恕措置「交際費課税の特例」は延長されて従来どおり～
政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は、2年間の猶予期間が設けられます。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与と比較から継続雇用者給与と比較へと変更になっています。今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年の新規雇用者給与と比較の制度、令和4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年に比べて3%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が4%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が20%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制に関し、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乗せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与等支給額が、前年に比べて1.5%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が2.5%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が10%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

税法上は、①10万円未満の少額の減価償却資産、②中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のもの、については全額損金として処理できる制度、③一括償却資産として20万円までの減価償却資産、について3年間で均等償却できる制度があります。

令和4年度税制改正では、この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととしました。大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期限を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

■認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除

住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間期限が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できると共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

■一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないこととなります。令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

①完全子法人株式等に係る配当等

②配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

■上場株式等の配当について大口株主の変更

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判定を行いましたが、配当を受ける個人と、(その個人を判定の基礎となる株主として選定した)同族会社を通じた保有がある場合に、合算して3%以上か否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

消費税関係

■適格請求書発行事業者登録について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けられる場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでした。機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

相続税・贈与税関係

■住宅取得資金の贈与税の非課税制度

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度を令和5年12月31日まで2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、500万円ずつ縮小されます。

■事業承継税制の特例計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

その他

■財産債務調書制度の見直し

財産債務調書の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることになります。なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調書から適用されます。

■電子取引の電磁的記録の保存への義務化の猶予措置

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存制度に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなかったとしても、電子取引の記録を出力書面で保存することで運用上は認められることになります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。実務に対して、最も影響が大きい改正と思われる。

☆記事内容についてのお問合せは... TIS税理士法人 税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958 FAX: 03-5363-5449 HP: <http://www.iida-office.jp/>

インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、既に受付が開始されており、**申請期限は令和5年3月31日まで**となっています。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

※ 下記2No.②及びNo.⑤の日程では、消費税の基礎についても併せて説明します。

2 説明会の日程

No.	日 時	開 催 場 所	定員
①	令和4年4月20日（水） 10時00分～10時45分	渋谷区立商工会館 5階 第一会議室 渋谷区渋谷1-12-5	30名
②	令和4年4月21日（木） 10時00分～11時00分	渋谷区立商工会館 2階 大研修室 渋谷区渋谷1-12-5	50名
③	令和4年5月24日（火） 10時00分～10時45分	渋谷区立商工会館 5階 第一会議室 渋谷区渋谷1-12-5	30名
④	令和4年6月20日（月） 10時00分～10時45分	渋谷区立商工会館 5階 第一会議室 渋谷区渋谷1-12-5	30名
⑤	令和4年6月23日（木） 10時00分～11時00分	渋谷区立商工会館 2階 大研修室 渋谷区渋谷1-12-5	50名

3 申込先【事前予約制】

渋谷税務署 法人課税第2部門 ☎03-3463-9181（代表）（内線5024）

4 説明会の参加に当たって

- 会場の収容人数の都合上、**事前予約制**とさせていただきますので、参加を希望される方は、事前に上記連絡先まで申込みをお願いします。
定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ



渋谷税務署

事業に参加することがメリットにつながる

【令和 4 年 1 月以降用】

電子取引データの保存方法をご確認ください

- ◆ 令和 5 年 12 月 31 日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。
- ◆ 令和 6 年 1 月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

- 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

✓ 保存すべき電子データは？

◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

（例）請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB 上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDF やスクリーンショットによる保存も可）。

✓ どのように保存する必要があるのか？

◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です（詳しくは裏面をチェック）。

※ 2 年（期）前の売上が 1,000 万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける



✓ 改ざん防止のための措置について

- ◆ システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、[国税庁HP](#)でサンプルを公表しています。

※Word ファイルで公表していますので、ひな形としてご利用いただけます。



✓ 検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

- ◆ 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

〔イメージ〕

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	株露商店	請求書
2	20210210	330000	国税工務店株	注文書
3	20210228	330000	国税工務店株	領収書
...				
49	20211217	220000	株露商店	請求書
50	20211227	55000	国税工務店株	領収書

- ◆ 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

〔イメージ〕

20210131_110000_(株)露商店.pdf
20210210_330000_国税工務店(株).msg
20210228_330000_国税工務店(株).pdf
20211217_220000_(株)露商店.msg

(例) 2021 年 1 月 31 日 (株)露商店からの 110,000 円の請求書なら「20210131_110000_(株)露商店」

※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

✓ 市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

- ◆ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。

- ◆ 要件を満たしたソフトウェア等か確認するための認証制度があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署又は国税局に事前相談窓口も設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達や Q&A については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、 で



国税庁

令和 3 年 11 月
(令和 3 年 12 月改訂)

みんなの力で法人会を大きく育てよう

消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

＼登録を予定されている方／

もう
始まっています！

多くの事業者の方が登録申請をされて
ます！

早めの登録を受けることで、取引先
へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☒ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和3年12月）

電子納税、電子申告を活用しよう

**インボイス制度が
始まったら
どう変わるの？**

**インボイス制度説明会
申込受付中！**

**その疑問に
お答えします！**

📢 オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！



📢 全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に
関する情報



📢 説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧
いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続
に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特
設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度
特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス コールセンター 電話番号 0120 - 205 - 553 (無料)
受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和3年12月)

会員の増加は、会員のメリットに通じる

裁判所は定年後再雇用について、 どう見ているのか

社会保険労務士 安藤 貴裕

昨年年末に、改めて最近の定年後再雇用と労働契約法20条に関する同一労働同一賃金の裁判例を読んできました。読んでみて、一貫して、会社側に理解を示している裁判例が多く、何とか会社を勝たせようと苦心している事が分かりました。正社員が年功型賃金の場合、定年後再雇用になり年収を落とすことは致し方ないと考えていると思われます。

なぜ会社を勝たせようとしているかという、日本の賃金というのは、必ずしも成果、実力、技能に比例して上がってくるのではなく、年齢、勤続年数に従って上がってくるものが多いため、60歳で一旦打ち切りにしないと会社がもたず、定年後も年功制度を維持するのは無理だとわかっているからです。裁判官自身も年功型の賃金で働いていますから。よって、定年制度は別物、ある程度年功部分は無くなっても仕方がない、という考えを持っているのがよくわかりました。

つまり、定年再雇用というのは、年功問題でもあります。定年再雇用に関わる同一労働同一賃金問題として長澤運輸やハマキョウレックスの判例がどうして問題になったのかという、運転手に年功の要素が少なく、25歳でも55歳でも同じ車を同じように運転するため、賃金がさほど変わらないことが多く、しかもやる事も決まっているため、定年後処遇見直しに対し最高裁まで争うことになりました。

これから紹介する判例は、ホワイトカラーの仕事で、学校の先生やテレビ局の映像作成、制作など、ある程度労働者に裁量があるため、差を認定しやすいという特徴があります。また、年功的序列的な賃金も、かなりあるという点が見受けられました。詳しく見ていくと、思ったよりも定年再雇用と日本版同一労働同一賃金に対する対応について、会社は心配しなくても大丈夫ではないか、という気がします。もちろん、定年前に支給していた手当を支給しないことが否定されたりすることもあるかもしれませんが、例えば精勤手当など、一部の手当については定年後も支払う必要はあるかもしれませんが、裁判所としても詳細にはあまり踏み込みたがらないような気がしています。

日本ビューホテル事件：東京地裁 H30.11.21

まず日本ビューホテルの事案です。定年後再雇用の際、基本給を半分かくらいまで減らしました。仕事が変わったかといえば、あまり変わっていない営業職の方でした。管理職の方でしたが、管理職らしき仕事もあり無く、クレーム対応という仕事も、あるようでそれほどありません。オーダーシートの仕事の承認も大切な仕事ですが、裁量専門的な仕事かといえば、それほどでもない。

定年再雇用で基本同じ仕事をする一方で、営業業務だけしかなく、売上目標未達成でも給与が下がることもなくなり、配置転換の考え方等に少し差があり、それらの差について裁判所は重視していました。働いている立場からすればほとんど差は無く、自分の給与（基本給）が半分近く減るのはおかしいという気持ちになるわけです。

正社員と嘱託社員、臨時社員の配置転換について、正社員は配置転換が実施されるが、再雇用の方はほとんど実績がなく、65歳までは大きな変更がないところも裁判所は重視しています。人によっては、配置転換を経験せず定年前と変わらないと感じるのですが、判例を読むと配置転換が無いことを非常に重く受け止めているように窥えます。

結果、基本給、時間給の相場の50%超下がることを認める判決になりました。年功的性格を非常に重視してきて、定年再雇用の場面では年功型賃金の問題点が如実に表れます。45歳、50歳、それ以降の給与というのは、身体能力を含めて自分の実力以上に給与をもらっているというケースが、特に大企業は

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

多いわけです。そして60歳以降、実力通りの給与になってしまう。下げられたご本人は怒っているのですが、裁判官からみると、これは致し方ないと思っています。例えば、再雇用者と同じ仕事をしているホテルの営業職を採用した際に、どのくらいの給与かといえば、あまり変わらなかったりするわけです。

このように、日本ビューホテル事件では、会社が勝ちました。

学究社事件：東京地裁立川支部判 H30.1.29

次の判例は、学究社という学校における事件です。定年後再雇用では、なんと時給単価が正社員の30%~40%にもなる。年収で言えばもっと下がるわけです。コマ数で仕事をすることを提案され、断って訴訟になった事案です。

年収が7割~6割減るとは、さすがに大変なことです。ですから労働者側は勝てると思ったのでしょう。ところが、意外とあっさり負けました。理由は、定年前の専任講師の仕事には、父母との面談や、入試の応援など、学校で子供に教えること以外にも沢山のものが含まれるためです。それが、再雇用後には無くなるため、仕方が無いということで会社が勝ちました。この判決も驚きをもたらすものです。

北日本放送事件：富山地判 H30.12.19

次は、富山県のテレビ局である北日本放送の事件です。この方は、制作番組の企画で定年前と定年後の仕事が変わらないのに、結局トータルの年収が4割減になりました。そのため、これはおかしい、自分のやっている仕事は変わらない、ということで訴訟を起こしたのですが、結果はあっさりと会社が勝ちました。配置転換の範囲が異なる、転勤や職種変更を予定していないというためということです。賞与も不支給ですが、賞与は功労報奨、労務の対価、生活費の補助、労働者の意欲向上など色々な要素を含むため、政策的に払う、払わないなどは会社が決めてもよいものです。またこの方は、企業年金、高年齢雇用継続給付金などがあり、それを給与に足すと毎月平均15万円もらっていました。その結果、年収ベースで現役時代を上回るという点も、考慮されたようです。

これも、仕事が定年前と後では、ほとんど変わらない事案です。まとめると、59歳と60歳で現場の番組制作は変わらないが、正社員は転勤や職種変更があり得る一方で定年再雇用はその予定がないということで、会社が勝ちました。これから高年齢雇用継続給付金は減っていきますから、それも重視するとしても、むしろもう会社を勝たせようとしている印象さえ受けます。

北日本放送は年功的賃金とは明言していませんが、テレビ局関係者の話を伺うと、地方のテレビ局は概ね年功的だそうです。原則新卒採用で入社し、男性が多く、地元の人で構成され、みんな同じように年功的に賃金が上がっていくため、それを維持できるかといえば、地方のテレビ局も経営が厳しく無理なわけです。そのため、こうしたカットが許された事案です。

今回は3つの裁判例をご紹介しましたが、会社が留意する点は次の2点です。

- ①定年後再雇用に関する就業規則において転勤が無いこと、職種の変更が無いことを明記する方が、より職務の内容と範囲、配置の変更の範囲が異なると認定されやすい
- ②仕事の内容が定年前と後でほとんど異ならないとしても、クレーム対応をさせない、ノルマを課さない、ノルマがあってもノルマ不達成でも賃金を下げないなどの工夫を少しでも行くと、職務の内容と範囲、配置の変更の範囲が異なると認定されやすいのではないか

分かりやすい例でいえば、一見「同じ仕事」であってもホワイトカラーや管理職の方には、付帯する何かしらの仕事があります。例えば夜勤とか、深夜残業、クレーム対応、ノルマを課せられて営業会議で詰められるなど、こうしたものをカットし、ノルマを課すけれどペナルティは無い、クレーム対応は新しい管理職が対応するため必要ないなど、役割の変更があると、裁判所はそれを考慮し助けてくれるというのが、私が今回判例を読んだ感想です。理由は、日本全体が年功的賃金であり、この年功的賃金を維持することを会社に負わせるのは、あまりにも酷であり、60歳で定年を迎えたら一度リセットし、改めて会社が評価する、労使で話し合うことで良いのではないかと、という判断なのでしょう。



第10回 税の絵はがき コンクール 表彰作品



渋谷税務署長賞

【渋谷本町学園小学校】



渋谷区長賞

【代々木山谷小学校】



女性部会長賞

【長谷戸小学校】



東京都渋谷都税事務所長賞

【代々木山谷小学校】



渋谷法人会長賞

【代々木山谷小学校】



令和4年1月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
11	twinkle合同会社	富岡由未子	神宮前6-23-4		サービス業

令和4年2月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)ISHII ASSOCIATES	石井 義興	広尾2-16-11	3400-3878	ネットショップ
2	(有)味楽園	島内 靖子	恵比寿西1-17-2	5428-8471	食品卸売業
6	PASIA(株)	市川奈央子	上原1-3-5	6407-8013	サービス業
10	(株)羽建	櫻井 秀信	千駄ヶ谷3-16-17	6447-0937	建設
区外	(株)金子創建	金子 正芳	世田谷区赤堤1-43-1	3328-5257	建設業

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子（ジャーナリスト）

4・5月

『日本地図』

伊能忠敬が蝦夷地測量のために江戸を出発したのは、1800年の閏4月19日。当時55歳の忠敬は、未開の蝦夷を丹念に歩いて正確な地図を作成。その後、71歳までに全国測量を成し遂げた。

忠敬は千葉県九十九里の生まれ。17歳の時、佐原の酒造家伊能家の養子となる。家業は衰えていたが、倹約を徹底し、酒造業以外にも薪問屋や米穀取引の仲買などをして10年ほどで経営を立て直した。49歳で家業を長男に譲って隠居、50歳で江戸に出て天文学を学んだという。

10回にわたる全国測量で忠敬は4万^{キロ}、地球を一周する距離を歩いた。この測量データをもとに日本最初の実測地図「大日本沿海輿地全図」を作製。完成したのは忠敬の死から3年後の1821年で、幕府に提出された。



『菖蒲』

沸きし湯に
切先青き菖蒲かな
中村汀女

5月5日の端午の節句は、紀元前3世紀ごろの中国の楚で始まった厄除けの行事だ。旧暦の5月は雨期に当たり、たびたび病気が流行したことから、香りの強い菖蒲やヨモギを軒先に飾って邪気をはらったという。

これが奈良時代、日本に伝わり「端午の節会」として宮中で定着した。男児の成長を願う行事に変化したのは鎌倉時代以降。武士の世界になり、菖蒲に「尚武」や「勝負」など武勇を重んじる言葉を掛けた。江戸時代には五節句の一つと定められ、町人らにも浸透。鎧や兜を飾り、滝を登る姿が立身出世を象徴するコイをかたどった、こいのぼりが揚げられるようになった。菖蒲湯も江戸時代に始まった。菖蒲は精油成分を含み、血行をよくし、疲労回復の効果がある。



メールアドレスを登録しよう



5月は自動車税種別割の納期です
 令和4年度の自動車税(種別割)納税通知書は、5月2日(月)に発送します。
 5月31日(火)までにお納めください。

<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

スマホアプリ

クレジットカード

インターネットの専用サイトから納税が出来ます。

インターネットバンキング
モバイルバンキング
ATM

ペイジー・pay easyにて納税ができます。

コンビニ

窓口

金融機関、郵便局、
都税事務所・都税支所・支庁、
都税総合事務センター・自動車税
事務所の窓口

～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。(ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。)
 車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。
 詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066 (平日9時～17時)

主税局HP
都税の支払い方法
▶▶▶



4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます (23区内)

- 縦覧期間** 令和4年4月1日(金)から6月30日(木)まで(土・日・休日を除く。)
- 縦覧時間** 午前8時30分から午後5時まで
- 縦覧場所** 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
- 縦覧できる方** 令和4年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
- 縦覧できる内容** 所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
- 必要書類** 納税者本人であることを証明できるもの
 ※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。
 いただくか、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。
- (注) 納税通知書は6月1日(水)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。
 ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

振替納税を利用しよう

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局HP
(縦覧について)



主税局HP
(本人確認方法について)



～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先を変更される方へ～ 固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の送付先変更手続きはお済みですか？

住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先は変更されません。

登記手続きがお済みでない場合は、以下の送付先変更手続きをお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所に提出してください。

【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続きください。

○上記手続きは、23区内の固定資産税及び都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。

納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。

変更できないもの(例) 納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、

東京法務局登記電話案内室(03-5318-0261)にお問い合わせください。



主税局HP

しゅば法人No.574
クロスワードパズル●解答

解答 デュエット

ア	ン	バ	■	テ	ツ	ド	ウ
オ	■	チ	エ	ン	バ	ロ	■
イ	ロ	■	デ	シ	■	ナ	カ
ト	ク	テ	ン	■	ハ	ワ	イ
リ	■	ン	■	ス	シ	■	テ
■	ユ	ビ	キ	リ	■	エ	ン
ダ	ウ	ン	■	ツ	イ	ン	■
シ	キ	■	パ	パ	■	マ	ル

●当選者

しゅば法人No.574の“クロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございました。

宇田川 宮川様
広尾 萩原様
代々木 斉藤様
東 小幡様
道玄坂 小松様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和4年4月28日(木)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募は**お1人様1通限り**とさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースとクロスワードを交互に掲載いたします。

ナンバープレース

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が
一つずつ入ります。
太線で囲まれた3×3のブロックにも、
1～9までの数字が一つずつ入ります。
A・B・C・D・Eのマスに入る数字を答えて下さい

解答例

4	3	5	7	2	1	8	9	6
9	2	7	6	4	8	5	1	3
6	8	1	5	9	3	7	4	2
2	4	3	1	8	9	6	7	5
7	5	9	2	3	6	4	8	1
8	1	6	4	7	5	2	3	9
1	6	8	3	5	7	9	2	4
3	9	4	8	6	2	1	5	7
5	7	2	9	1	4	3	6	8
A B C D E								
2 4 3 2 9								

問題

	A		7			1	2	
		2		6		4		3
7					8	4		
3		7				B		
C		6		9		3		
		D				8		5
		1	9					6
4			8		7		5	E
	6	8			2			

A	B	C	D	E



アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を 受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック 東京第一支店 法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。

しぶや法人 第575号／令和4年4月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 長島 祐司 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL <https://www.tohoren.or.jp/shibuya/> (会員の購読料は会費に含まれています。)